

# 厚生労働委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	山下	英利 (自民)	清水	嘉与子 (自民)	下田	敦子 (民主)
理事	岸	宏一 (自民)	武見	敬三 (自民)	津田	弥太郎 (民主)
理事	中村	博彦 (自民)	中原	爽 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	谷	博之 (民主)	西島	英利 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	円	より子 (民主)	藤井	基之 (自民)	山本	保 (公明)
理事	渡辺	孝男 (公明)	水落	敏栄 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	阿部	正俊 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	福島	みずほ (社民)
	岡田	広 (自民)	家西	悟 (民主)		
	坂本	由紀子 (自民)	島田	智哉子 (民主)		(18.2.3 現在)

### (1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出10件（うち本院先議5件）、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長）の合計13件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計12件を可決又は承認した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願79種類1,343件のうち、2種類168件を採択した。

#### 〔法律案等の審査〕

**医療制度改革** 健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとするものである。良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案は、良質な医療を提供する体制を確立するため、医療に関する情報提供の推進、医療安全確保体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、医療従事者の確保及び資質の向上等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案の審査が一括して行われ、医療費適正化の在り方、高齢者医療制度創設の意義と問題点、療養病床再編の是非、保健事業の今後の方向性、産科・小児科等の医師不足問題に対する認識と取組、医療安全・医療事故対策の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。また、北海道に委員を派遣して地方公聴会が開催された。質疑終局を採決で決した後、討論を行い、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

**その他** 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案は、平成18年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補

助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案に加え、岡崎トミ子君外2名発議の**児童手当法の一部を改正する法律案**を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、三位一体改革の意義と評価、児童手当等の国庫負担割合引下げの決定に至る経緯、児童手当制度の理念と財源等の在り方、母子家庭への就労支援策の重要性、施設整備費の一般財源化による影響、次世代育成支援対策の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**薬事法の一部を改正する法律案**は、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、一般用医薬品をその副作用等により健康被害が生ずるおそれの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ、いわゆる脱法ドラッグの製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、一般用医薬品のリスク分類の妥当性、一般用医薬品の販売に従事する者の資質確保の在り方、一般用医薬品の適正使用のための情報提供と知識の普及啓発の重要性、薬物乱用対策における関係機関の連携強化の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案**は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲を拡大し、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を図ろうとするものである。

委員会においては、間接差別の適用対象を限定列挙することの妥当性、「仕事と生活の調和」の理念と均等法との関係、行政指導の強化等均等法の実効性を確保するための方策の必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組の重要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局の後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党から、均等法に対し、施行後5年を経過した場合に、必要に応じ検討を加える旨の修正案が提出された。次に、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、均等法の基本的理念に「仕事と生活との調和」を加えること、間接差別となるおそれがある措置について厚生労働省令による限定を行わないこと、男女雇用平等委員会を創設すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案は否決され、自由民主党、民主党・新緑風会及び

公明党提出の修正案並びに修正部分を除く原案は可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

がん対策基本法案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

上記のほか、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案がそれぞれ可決された。また、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件が承認された。

#### 〔国政調査等〕

2月3日、食の安全等に関する件を議題とし、食の安全に対する厚生労働大臣の認識、アメリカ産牛肉の禁輸措置に対する厚生労働大臣の見解、アメリカ・カナダの食肉処理場等に対して厚生労働省と農林水産省が行った査察の概要、アメリカ産牛肉の輸入再開前に食肉処理場等の全施設を査察しなかった理由、脊柱付きのアメリカ産牛肉が発見された際の梱包表示の内容、アメリカ産牛肉の禁輸措置解除に当たって食品安全委員会へ諮問する必要性、重度障害者に係る自立支援給付の国庫負担基準の在り方、坑内労働者の時間外労働を禁止するための対策を行う必要性、石綿被害に対する国の責任が明確となっていない理由等について質疑を行った。

2月14日、介護施設、医療制度等に関する実情調査のため、認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」、薬局「エス・エル・ファーマシー」、聖路加国際病院を視察した。

3月9日、厚生労働行政の基本施策について川崎厚生労働大臣から所信を、平成18年度厚生労働省関係予算について赤松厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月16日、厚生労働行政の基本施策について、認知症高齢者グループホームの火災予防対策の在り方、介護スタッフの賃金の引上げが図られるよう介護報酬を設定する必要性、パートタイム労働対策の在り方、特定疾患治療研究事業の対象疾病を見直す必要性、医師法第21条に基づく異状死体等の届出義務制度を見直す必要性、診療報酬

改定の影響を早急に検証する必要性、母子家庭の母の就業支援施策の在り方、離婚時における厚生年金の分割制度の考え方、医療機関における助産師の確保に向けた体制整備の必要性、医療観察法の施行状況とその問題点、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に示された施策の考え方とその実施状況、児童手当制度を始めとする子育て世代への経済的支援の今後の在り方、改正高齢者雇用安定法の施行に伴う65歳までの雇用確保に向けた企業の取組状況、障害者自立支援法における利用者負担の基本的な考え方、認定こども園の趣旨と設置見込み数、介護保険料の引上げが高齢者世帯に与える影響、社会保険庁の謝金職員の労働条件に関する厚生労働大臣の見解、障害者自立支援給付の支給水準と国庫負担基準の考え方、派遣先が派遣社員を正社員に登用する場合の労働条件の在り方等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度厚生労働省関係予算の審査を行い、地震被災者の心のケアに対する政府の取組状況、平成18年度予算における雇用保険三事業の具体的な見直し内容、改正高年齢者雇用安定法に基づく定年の引上げ等に関する政府の支援策、遺骨収集に対する現状認識及び今後の取組方針、臓器移植法改正に向けた厚生労働大臣の考え方、年金課税の改正に伴い国民健康保険料及び介護保険料の負担が増加する被保険者への対応方針、生活保護の適正化方策に係る政府の見解、児童相談所における児童精神科医の配置の在り方、平成18年度予算における非行行為を行う児童への対応策の内容、児童自立支援施設の在り方、神経再生医療の現状とその促進に向けた政府の取組方針、遷延性意識障害者に対する経口摂取訓練の診療報酬上の評価、「健やか親子21」の都道府県計画の策定状況、地域で安心して子どもを産み育てられる体制を構築する必要性、障害者自立支援法による新体系の報酬の在り方、中国残留邦人に対する今後の支援策、労働者派遣法の改正後の状況等について質疑を行った。

6月15日、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者西島英利君から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

#### 〔法律案の提出〕

6月15日、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者西島英利君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を、患者や患者の家族が心理的抵抗を感じるものが少なく、かつ、専門的医療を提供する施設であることが明らかな「精神科」という診療科名を用いて、「精神科病院」に改めるものである。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴き、同君及び川崎厚生労働大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 谷博之君(民主)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

(衆第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 食の安全等に関する件について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 谷博之君(民主)、森ゆうこ君(民主)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

### ○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について川崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度厚生労働省関係予算に関する件について赤松厚生労働副大臣から説明を聴いた。

### ○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、赤松厚生労働副大臣、三ッ林法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 中村博彦君(自民)、坂本由紀子君(自民)、西島英利君(自民)、円より子君(民主)、朝日俊弘君(民主)、渡辺孝男君(公明)、山本保君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、赤松厚生労働副大臣、岡田厚生労働大臣政務官、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 水落敏栄君(自民)、辻泰弘君(民主)、島田智哉子君(民主)、渡辺孝

男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕谷博之君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年3月27日（月）（第5回）

- 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）を承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第18号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年3月29日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について発議者参議院議員和田ひろ子君、川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、渡辺孝男君（公明）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について参考人川崎医療福祉大学教授・産経新聞客員論説委員岩淵勝好君、宮城県社会福祉協議会会長・前宮城県知事浅野史郎君、高浜市長森貞述君、高

齢者運動連絡会事務局長篠崎次男君及びNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西理事中野冬美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本保君（公明）、円より子君（民主）、坂本由紀子君（自民）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年3月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）

以上両案について発議者参議院議員神本美恵子君、同和田ひろ子君、同岡崎トミ子君、川崎厚生労働大臣、山崎総務副大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕森ゆうこ君（民主）、下田敦子君（民主）、円より子君（民主）、福島みずほ君（社民）、小池晃君（共産）

（閣法第17号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年4月6日（木）（第9回）

- 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第80号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年4月13日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、谷博之君（民主）、小池晃君（共産）、又市征治君（社

民)、藤井基之君(自民)、渡辺孝男君(公明)

○平成18年4月14日(金)(第12回)

- 薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号)について参考人北里大学名誉教授井村伸正君、東北福祉大学大学院特別講座精神医学教授佐藤光源君、くすりの適正使用協議会理事長・東京薬科大学薬学部客員教授(一般用医薬品学)海老原格君及び全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人花井十伍君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 西島英利君(自民)、朝日俊弘君(民主)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、又市征治君(社民)

○平成18年4月18日(火)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号)について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 島田智哉子君(民主)、朝日俊弘君(民主)、小池晃君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第67号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民  
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年4月20日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 清水嘉与子君(自民)、坂本由紀子君(自民)、渡辺孝男君(公明)

○平成18年4月25日(火)(第15回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 円より子君(民主)、辻泰弘君(民主)、森ゆうこ君(民主)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成18年4月26日(水)(第16回)

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について参考人社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長川本裕康君、独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員今田幸子君、日本労働組合総連合会総合人権・男女平等局総局長龍井葉二君、住友電工情

報システム株式会社総務部チーフマネージャー西村かつみ君、中央大学法科大学院教授山田省三君及び弁護士坂本福子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、谷博之君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年4月27日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第68号）について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、神本美恵子君（民主）、円より子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第68号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月9日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月11日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）について川崎厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、赤松厚生労働副大臣、岡田厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人財団法人国際研修協力機構専務理事佐田通明君及び日本郵政公社理事佐々木英治君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、西島英利君（自民）、山本保君（公明）、下田敦子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第66号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月23日（火）（第20回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、渡辺孝男君（公明）

**○平成18年5月30日（火）（第21回）**

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、藤井基之君（自民）、朝日俊弘君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

**○平成18年6月1日（木）（第22回）**

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、阿部正俊君（自民）、下田敦子君（民主）、家西悟君（民主）、森ゆうこ君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

**○平成18年6月2日（金）（第23回）**

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

**良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**

以上両案について参考人全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長・山口県柳井市長河内山哲朗君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君、国

立成育医療センター名誉総長・社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長柳澤正義君、全国保険医団体連合会会長住江憲勇君及び国家公務員共済組合連合会虎の門病院泌尿器科部長小松秀樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、辻泰弘君（民主）、渡辺孝男君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月6日（火）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣、赤松厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、渡辺孝男君（公明）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

#### ○平成18年6月7日（水）（第25回）

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本医師会副会長竹嶋康弘君、熊本市立熊本市市民病院神経内科部長橋本洋一郎君、健康保険組合連合会専務理事対馬忠明君、金沢大学経済学部教授横山壽一君及び日本赤十字労働組合中央書記長村山正栄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月8日（木）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕円より子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、谷博之君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成18年6月13日（火）（第27回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）  
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について川崎厚生労働大臣、馳文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 下田敦子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、足立信也君（民主）、朝日俊弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第37号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第38号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

#### ○平成18年6月15日（木）（第28回）

- 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案の草案について提案者西島英利君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について川崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
（閣法第39号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし
- がん対策基本法案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。  
（衆第37号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。
- 請願第969号外167件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第13号外1,174件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ①成立した議案

##### 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案 (閣法第17号)

###### 【要旨】

本法律案は、平成18年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金における国庫負担率等の見直し、基礎年金の国庫負担割合の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、児童手当法の一部改正関係

- 1 児童手当の支給に要する費用（公務員に係る費用を除く。）のうち公費負担分について、国の負担割合を3分の2から3分の1に、都道府県及び市町村の負担割合をそれぞれ6分の1から3分の1に改める。
- 2 給付の支給対象年齢について、現行の小学校第3学年修了前までから小学校修了前までに引き上げる。

#### 二、児童福祉法の一部改正関係

市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 三、身体障害者福祉法の一部改正関係

- 1 身体障害者の診査及び更生相談に要する費用について国庫負担の対象外とする。
- 2 身体障害者更生相談所の運営及び身体障害者手帳の交付に要する費用について国庫負担の対象外とする。
- 3 市町村又は都道府県による身体障害者更生援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 四、生活保護法の一部改正関係

市町村又は都道府県による保護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 五、知的障害者福祉法の一部改正関係

市町村又は都道府県による知的障害者援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする。

#### 六、児童扶養手当法の一部改正関係

児童扶養手当の支給に要する費用について、国の負担割合を4分の3から3分の1に、都道府県等の負担割合を4分の1から3分の2に改める。

#### 七、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正関係

- 1 都道府県に対する国の交付金を廃止する。
- 2 市町村に対する国の交付金についてその経費の財源に充てることのできる事業等の範囲を拡充する。

## 八、介護保険法の一部改正関係

- 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係る介護給付等に要する費用について、国の負担割合を100分の20から100分の15に、都道府県の負担割合を100分の12.5から100分の17.5に改める。
- 2 都道府県知事はそのサービス量につき必要な量に既に達している場合等に指定をしないことができる居宅サービスとして、介護専用型特定施設入居者生活介護以外の特定施設入居者生活介護を追加する。
- 3 住所地特例対象施設として、介護専用型特定施設以外の特定施設を追加する。

## 九、国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

- 1 平成18年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の3分の1に加え、当該要する費用の1000分の25を負担する。
- 2 平成18年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の3分の1に加え、当該額の1000分の25を負担する。

## 十、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 児童手当制度等における国、都道府県又は市町村の負担に関する事項、児童手当の支給及び額の改定に関する事項等について、所要の経過措置を設ける。
- 3 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等について、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に準じた改正を行う。

### **独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号）**

#### **【要旨】**

本法律案は、中央省庁等改革の一環として設立された厚生労働省所管の独立行政法人について、法人の統合、役員及び職員の身分の非公務員化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、独立行政法人産業安全研究所法の一部改正

- 1 法律の題名を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法」に改める。
- 2 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「労働安全衛生総合研究所」という。）」とする。
- 3 労働安全衛生総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 4 労働安全衛生総合研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 労働安全衛生総合研究所は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究等を行う。

## 二、労働安全衛生法の一部改正

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、労働安全衛生総合研究所に、労働災害の原因の調査及びその調査に係る立入検査を行わせることができる。

## 三、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正

- 1 独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。
- 2 独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととともに、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 四、産業医学総合研究所の解散等

- 1 独立行政法人産業医学総合研究所は、この法律の施行の時に解散するものとし、国が承継する資産を除く一切の権利及び義務は労働安全衛生総合研究所が承継する。
- 2 独立行政法人産業医学総合研究所法を廃止する。

## 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

## 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

### 【要旨】

本法律案は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、医療費適正化の総合的な推進

#### 1 医療費適正化計画等の策定

ア 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化基本方針を定めるとともに、5年ごとに全国医療費適正化計画を定めるものとする。

イ 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県医療費適正化計画を定めるものとする。

#### 2 保険者による特定健康診査等の実施

ア 厚生労働大臣は、糖尿病等の予防に着目した健康診査及び保健指導に係る基本指針（特定健康診査等基本指針）を定めるものとする。

イ 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに特定健康診査等実施計画を定め、40歳以上の加入者を対象に特定健康診査等を行うものとする。

#### 3 保険給付の内容及び範囲の見直し等

ア 現役並みの所得がある70歳以上の者の一部負担金の割合を2割から3割に引き上げる。

イ 療養病床に入院する65歳以上の者の食費及び居住費の負担を見直し、入院時生活

療養費を支給する。

ウ 傷病手当金及び出産手当金の支給率等を見直す。

エ 70歳から74歳までの者の一部負担金の割合を1割から2割に引き上げる。

オ 自己負担割合を2割とする対象者を3歳未満から義務教育就学前まで拡大する。

カ 医療保険及び介護保険の自己負担合算額が著しく高額であるときは、高額介護合算療養費を支給する。

## 二、新たな高齢者医療制度の創設

### 1 後期高齢者医療制度の創設

ア 75歳以上の後期高齢者等を被保険者とし、国、都道府県及び市町村の負担金等（給付費の約5割）、国民健康保険（以下「国保」という。）及び被用者保険からの支援金（同約4割）並びに後期高齢者の保険料（同約1割）を財源とする新たな医療制度を創設する。

イ 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施する。

ウ 高額医療費についての財政支援、保険料収納額の不足等に対する貸付け及び交付など、国及び都道府県による財政安定化措置を実施する。

### 2 前期高齢者等に係る保険者間の費用負担の調整

ア 各保険者の加入者数に占める65歳から74歳までの前期高齢者数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、各保険者が加入者数に応じて前期高齢者納付金を負担する等の財政調整を実施する。

イ 退職者医療制度について、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象とする経過措置として、現行制度を存続させる。

## 三、保険者の再編・統合

### 1 国保の財政基盤強化

ア 高額医療費共同事業等の国保財政基盤強化策を平成21年度まで継続する。

イ 保険財政共同安定化事業を創設し、平成21年度まで実施する。

### 2 政府管掌健康保険の公法人化

ア 健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行う保険者として、全国健康保険協会を設ける。

イ 全国健康保険協会は、厚生労働大臣の認可を受け、都道府県ごとの医療費を反映した都道府県単位保険料率を設定する。

### 3 地域型健康保険組合

同一都道府県内における健康保険組合が合併した組合（地域型健康保険組合）は、合併後5年間に限り、厚生労働大臣の認可を受け、不均一の保険料率を決定することができる。

## 四、その他

### 1 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を設ける。

保険外併用療養費は、評価療養（将来的に保険給付の対象とするか否かの評価対象とする高度医療技術等）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供等）を受けたときに支給する。

- 2 中央社会保険医療協議会について、委員構成を見直すほか、保険者等を代表する委員並びに医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員に係る団体推薦規定の廃止等所要の見直しを行う。
- 3 介護療養型医療施設を平成24年3月31日をもって廃止する。

## 五、施行期日等

- 1 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

ア 国保財政基盤強化策の継続	公布の日
イ 中央社会保険医療協議会の見直し	平成19年3月1日
ウ 傷病手当金及び出産手当金の支給率等の見直し	平成19年4月1日
エ 医療費適正化計画等の策定、保険者による特定健康診査等の実施、70歳から74歳までの者の一部負担金の割合の引上げ、自己負担割合を2割とする対象者の拡大、高額介護合算療養費の支給、新たな高齢者医療制度の創設、療養病床に入院する65歳から69歳までの者に対する入院時生活療養費の支給	平成20年4月1日
オ 政府管掌健康保険の公法人化	平成20年10月1日
カ 介護療養型医療施設の廃止	平成24年4月1日

- 2 高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

- 3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方を見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

### 【健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、新たな保険外併用療養費制度においては、医療における安全性・有効性が十分確保されるよう対処するとともに、保険給付外の範囲が無制限に拡大されないよう適切な配慮をすること。
- 二、後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療広域連合の設立をはじめ、その創設の準備が円滑に進められるよう、都道府県、市町村、広域連合、医療保険者等に対する

必要な支援に努めること。また、後期高齢者支援金を負担する保険者等の意見が広域連合の運営に反映されるよう、保険者協議会の活用等について指導を行うとともに、意見を聞く場の設定について検討を進めること。

三、後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成18年度中を目途に取りまとめ、国民的な議論に供した上で策定すること。

四、高齢者の負担については、高齢者に対する高額療養費の自己負担限度額の設定、療養病床に入院する高齢者の食費及び居住費の負担の設定、後期高齢者医療制度の保険料の基準の策定に当たって、その負担が過度とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うこと。特に、被用者保険の被扶養者に対する新たな保険料負担については、特段の軽減措置を講ずること。

五、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等については、その負担の歯止めとなるよう、保険料率の内訳の明示、著しく負担が高くなる保険者への配慮措置などを含めた方策を検討すること。あわせて、現行制度と比較して急激な負担増とならないよう、激変緩和のための適切な措置を講ずること。

六、高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を踏まえ、検討を加えるとともに、その適用の利便に資するため、政府管掌健康保険は把握している情報の速やかな通知に努め、国民健康保険においても通知が行われるよう保険者の努力を促すこと。また、後期高齢者医療制度において、広域連合による被保険者への通知が十分行われるよう配慮すること。さらに、高額医療・高額介護合算制度と、障害者自立支援法のサービスに係る利用者負担とを調整する仕組みについて、今後早期に検討すること。

七、レセプトのオンライン化については目標年次までの完全実施を確実なものとするよう努めるとともに、これと併せて個別の医療内容・単価の分かる領収証の発行の普及に努めること。

八、今後の保健事業の推進に当たっては、生活習慣病の予防健診や住民の健康増進のための事業を充実するよう、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、医療保険者や市町村の健診・保健指導の実施体制の確保に一層努めるとともに、入手した個人データについては、委託先を含め個人情報保護法の観点から万全な管理体制を確立すること。さらに、地域・職域における健康づくりを体系的・総合的に行うために、生活習慣病予防に向けた国民運動を積極的に展開するとともに、生活習慣病予防対策の実施状況を踏まえ、必要に応じ健康増進法の見直しについて検討すること。また、被扶養者の健診の普及を図るため、その利用者負担も含め機会の確保に十分に配慮すること。

九、生活習慣病予防を強力に推進するために、市町村に加え、保険者又はその委託先等に、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、保健指導の担い手である保健師又は管理栄養士等を適正に配置するよう努め、計画的に実行できる体制を整備し、その効果の検証を行うこと。

十、療養病床の再編成に当たっては、すべての転換を希望する介護療養病床及び医療療養

病床が老人保健施設等に確実に転換し得るために、老人保健施設の構造設備基準や経過的な療養病床の類型の人員配置基準につき、適切な対応を図るとともに、今後の推移も踏まえ、介護保険事業支援計画も含め各般にわたる必要な転換支援策を講ずること。また、その進捗状況を適切に把握し、利用者や関係者の不安に応え、特別養護老人ホーム、老人保健施設等必要な介護施設及び訪問看護等地域ケア体制の計画的な整備を支援する観点から、地域ケアを整備する指針を策定し、都道府県との連携を図りつつ、療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援の充実などに努めること。さらに、療養病床の患者の医療区分については、速やかな調査・検証を行い、その結果に基づき必要に応じて適切な見直しを行うこと。

十一、産科、小児科を始めとする特定の診療科及びへき地医療における医師不足問題に対応するため、地域の実情を考慮した医療機能の効果的な集約化・重点化の促進と拠点病院への搬送体制の整備、大学医学部の入学定員の地元枠の設定、地域の病院に医師を紹介する体制の見直し等について、地域医療の関係者が参画する都道府県の医療対策協議会における検討を踏まえ、必要な措置が講ぜられるよう支援を行うこと。

十二、小児救急医療については、小児救急医療拠点病院への支援等による24時間対応が可能な体制の確保、小児救急電話相談事業等保護者が深夜等でも相談ができるような施策の充実、患者の容態に応じた適切な受診についての啓発に努めること。

十三、安心して出産できる体制の整備を進めるため、地域における産科医療の拠点化・システム化を図るとともに、助産師の一層の活用を図ること。また、母と子の安全のため、助産所の連携医療機関が確実に確保されるよう努めること。

十四、小児医療・産科医療両者の連携・協力の下に、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、NICU（新生児集中治療室）の確保と、その長期入院患者の後方支援施設も含めた支援体制の構築に努めること。

十五、医療の高度化、チーム医療の推進、安心・安全の医療の確保など、医療をめぐる状況の変化や国民のニーズを踏まえ、質の高い医療従事者を育成するために、教育や研修の在り方について必要な検討を行うこと。また、医療従事者によるチーム医療の推進を図り、関係府省の連携の下、総合的な医療従事者確保対策について検討すること。特に、医療の現場において看護師の果たす重要な役割にかんがみ、大学教育の拡大など教育期間の延長を含めた看護基礎教育の在り方について検討するとともに、医療・介護提供体制の見直しに伴い必要となる看護職員を確保するために、離職防止対策やナースセンター事業の推進を始めとした看護職員確保対策を講ずること。

十六、入院時の治療計画等に関する書面の交付及び説明に当たっては、患者又はその家族に十分な理解と同意が得られるよう配慮すべきことを医療関係者に対し周知すること。

十七、医療計画制度の見直しに当たっては、数値目標の設定や、達成のための措置の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることがないように配慮すること。また、医療連携体制の構築に当たっては、地域の医療提供者の意見を十分尊重するとともに、地域医療連携については、地域連携クリティカルパスの普及等を通じた連携体制の確立を図るため、診療報酬上の評価等によりその支援に努めること。さらに、在宅医療を推

進するため、診療報酬上の在宅医療の対象範囲の見直しを検討すること。

十八、社会医療法人については、地域の医療連携体制の一員として、地域住民の信頼の下、適正な運営が図られるよう指導すること。

十九、医療事故対策については、事故の背景等について人員配置や組織・機構などの観点から調査分析を進めるとともに、医師法第21条に基づく届出制度の取扱いを含め、第三者機関による調査、紛争解決の仕組み等について必要な検討を行うこと。

二十、臨床修練制度における対象資格の拡大に当たっては、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるようなことがないよう、改正の目的等の周知に努めること。

二十一、国民生活の安心を保障するため、将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、平成14年の健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第1項に明記された、「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。」ことを始めとして、安易に公的医療保険の範囲の縮小を行わず、現行の公的医療保険の範囲の堅持に努めること。また、今後の医療制度改革に当たっては、個々の制度見直しのみならず、社会保障全体の在り方に深く留意し、国民の視点に立った給付と負担の関係を明らかにすること。

右決議する。

## 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する 法律案（閣法第38号）

### 【要旨】

本法律案は、良質な医療を提供する体制を確立するため、医療に関する選択に資する情報の提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、医療法人に関する制度の見直し、医療従事者の資質の向上等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、医療法の一部改正

##### 1 総則に関する事項

この法律に定める事項として、「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項」、「医療の安全を確保するために必要な事項」及び「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項」を追加するとともに、この法律の目的として、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」を明記する。

##### 2 医療に関する選択の支援等に関する事項

ア 病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告し、当該病院等において閲覧に供しなければならない。

また、都道府県知事は報告された事項の内容を公表しなければならない。

イ 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、入院中の治療に関する計

画等を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるようにしなければならない。

ウ 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。

エ 医業、歯科医業又は助産師の業務等に関して広告できる事項を拡大する。

### 3 医療の安全の確保に関する事項

ア 病院等の管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、研修の実施等医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

イ 都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならない。

### 4 医療提供体制の確保に関する事項

ア 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本方針を定めるものとする。

イ 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めるものとする。

ウ 医療計画においては、疾病の治療又は予防に係る事業及び救急医療、へき地の医療、小児医療等の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項、医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項等を定めるものとする。

エ 都道府県は、医療計画に達成すべき目標を定めるとともに、少なくとも五年ごとに、目標の達成状況等の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとする。

オ 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

カ 病院又は診療所の管理者は、居宅等において医療を提供し、又は居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

キ 都道府県は、公的医療機関等の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等の事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

### 5 医療法人に関する事項

ア 医療法人は、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

イ 医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行っていること等の要件に該当し、都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、収益業務を行うことができる。

また、社会医療法人は、社会医療法人債を発行することができる。

ウ 医療法人が定款又は寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を

提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

## 二、医師法の一部改正

- 1 処分類型として新たに「戒告」を設けるとともに、医業停止期間の上限を3年とする。
- 2 厚生労働大臣は、一定の事由により免許の取消処分を受けた医師について、処分の日から起算して5年を経過しない場合には再免許を与えないものとする。
- 3 厚生労働大臣は、処分を受けた医師に対し、再教育研修を受けるよう命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名等を公表するものとする。

## 三、歯科医師法及び薬剤師法の一部改正

二と同様の改正を行う。

## 四、保健師助産師看護師法の一部改正

- 1 保健師又は助産師になろうとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験に加え、看護師国家試験にも合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 2 保健師、助産師、看護師又は准看護師でない者は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならない。
- 3 二の1、2及び3と同様の改正を行う。

## 五、薬事法の一部改正

薬局について、一の2のアと同様の改正を行う。

## 六、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律の一部改正

厚生労働大臣の許可を受けて臨床修練を行うことができる者として、新たに外国において看護師等に相当する資格を有する者を追加する。

## 七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

### 【 附 帯 決 議 】

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

### 【 要 旨 】

本法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面100万円、90万円又は60万円の国債（10年償還）を支給する。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給

平成13年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面30万円の国債（10年償還）を支給する。

3 平病死特別給付金の支給

平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に対し、特別給付金として額面5万円の国債（5年償還）を支給する。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻になっている者に対し、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、特別給付金として額面200万円、180万円、120万円又は60万円の国債（10年償還）を支給する。

三、施行期日

この法律は、平成18年10月1日から施行する。

**職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）**

**【要旨】**

本法律案は、今後の経済社会を支える青少年の実践的な職業能力を高め、その雇用の安定を図るとともに、現場を支える熟練した技能等が円滑に継承されること等を促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 職業能力開発促進法の一部改正

1 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

(一) 事業主がその雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するために必要に応じて講ずる措置として、実習併用職業訓練を実施することを追加する。

(二) 厚生労働大臣は、(一)の措置の実施を図るため事業主が講ずべき措置に関する指針を公表するものとする。

(三) 事業主がその雇用する労働者のために必要に応じて講ずる措置として、次に掲げる措置を追加する。

(1) 業務遂行に必要な技能、知識の内容及び程度その他の事項に関し、相談の機会を確保すること。

(2) 再就職のための準備として労働者に対して再就職準備休暇を付与すること。

(3) 職業教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために勤務時間を短縮すること。

## 2 熟練技能等の習得の促進

- (一) 事業主は、必要に応じ、熟練技能等に関する情報を体系的に管理し、提供すること等の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。
- (二) 厚生労働大臣は、(一)の措置に関し、必要な指針を公表するものとする。

## 3 事業主その他の関係者に対する援助の充実

国及び都道府県が行う援助として、1(三)(1)の相談に関する講習の実施を追加する。

## 4 実習併用職業訓練実施計画の認定等

- (一) 事業主は、実習併用職業訓練実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。
- (二) 厚生労働大臣は、当該実習併用職業訓練実施計画が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- (三) (一)の認定を受けた実習併用職業訓練を実施する事業主は、労働者の募集の広告等に、当該実習併用職業訓練実施計画が(二)の認定を受けている旨の表示を付することができる。

## 二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正

事業協同組合等及び中小企業者は、雇用管理の改善に関する事業についての計画であって、実践的な職業能力の開発及び向上が必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものを作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## 三 施行期日

この法律は、平成18年10月1日から施行する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、若年者の人材育成については、教育、雇用、産業など幅広い観点からの総合的な対策が必要であることにかんがみ、関係省庁間の連携を一層強化し、政府が一体となって対策の効果的推進を図ること。
- 二、実習併用職業訓練について、事業主のニーズの的確な把握に努めるとともに、制度の実効性を確保するため、業界団体をはじめとする民間団体及び地方公共団体と連携を密にし、事業主、学校関係者等に十分な周知を図り、訓練に取り組む事業主を積極的に支援すること。
- 三、実習併用職業訓練における実習に従事する訓練生は労働者であることから、労働関係法令が適用されることについて事業主等に対し周知徹底を図り、訓練の適正な実施を確保すること。
- 四、労働者の自発的な職業能力開発を推進し、雇用の安定を図るため、キャリア・コンサルタントの養成、資質の向上及び活用や、教育訓練休暇、再就職準備休暇等の普及、定着に向けた環境整備に努めること。

- 五、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態に関する調査を行うとともに、非正規労働者に対する能力開発の在り方について、研究会等により検討を行うこと。
- 六、いわゆる「2007年問題」に適切に対処するため、中小企業において熟練した技術・技能の継承に向けた取組が積極的に行われるよう、技術・技能の受け手となる人材の確保も含めた支援に努めること。また、その支援策の運用に当たっては、改善計画の認定制度の周知を図るとともに、不正受給の防止に十分留意しつつ事務の簡素化に努め、その利用の促進が図られるよう環境を整備すること。
- 七、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。
- 八、能力開発事業を含めた雇用保険三事業については、その事業の必要性に配慮しつつ、法に定めた目的にかなうかどうかという観点から、徹底して精査し、適切な見直しを行うこと。
- 右決議する。

## 薬事法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、一般用医薬品をその副作用等により健康被害が生ずるおそれの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、医薬品の販売制度に関する事項

##### 1 薬局等の許可に関する事項

- イ 薬局の開設の許可に関し、医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制に関する基準に適合すること等を要件とする。
- ロ 店舗販売業の許可は、薬剤師又は都道府県知事が行う試験に合格し、登録を受けた者（以下「登録販売者」という。）を置くことその他一般用医薬品の販売又は授与の体制に関する基準に適合すること等を要件として、都道府県知事等が与える。
- ハ 配置販売業の許可は、薬剤師又は登録販売者が配置することその他一般用医薬品の配置販売の体制に関する基準に適合すること等を要件として、都道府県知事が与える。

##### 2 一般用医薬品の区分に関する事項

- 一般用医薬品（動物用医薬品を除く。）は、その副作用等による健康被害が生ずるおそれの程度に応じて、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に区分する。
- 厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一類医薬品及び第二類医薬品を指定する。

##### 3 一般用医薬品の販売に必要な資質の確認に関する事項

都道府県知事は、一般用医薬品の販売等に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために試験を行い、それに合格した者を登録する。

4 一般用医薬品の販売に従事する者に関する事項

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）は、第一類医薬品は薬剤師により、第二類医薬品及び第三類医薬品は薬剤師又は登録販売者により、それぞれ販売等させなければならない。

5 一般用医薬品の販売等に関する情報提供に関する事項

イ 薬局開設者等は、第一類医薬品を販売等する場合には、薬剤師をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

ロ 薬局開設者等は、第二類医薬品を販売等する場合には、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させるよう努めなければならない。

ハ 薬局開設者等は、一般用医薬品を購入した者等から相談があった場合には、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

6 医薬品の陳列等に関する事項

薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列するとともに、一般用医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに陳列しなければならない。

二、指定薬物に関する事項

1 薬事法の目的に指定薬物の規制に関する措置を講ずることを加える。

2 興奮等の作用を有する蓋然性が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を指定薬物として厚生労働大臣が指定する。

3 指定薬物について、医療等の用途以外の用途に供するための製造、輸入等を禁止する。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物である疑いがある物品を発見した場合において、当該物品を製造等する者に対し、当該物品が指定薬物であるかどうかの検査を受けるべきこと等を命ずることができる。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一の2は平成19年4月1日、一の3は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、二は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に関し、既存一般販売業者等について、必要な経過措置を定める。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医薬品の適切な選択及び適正な使用の確保のため、新たな一般用医薬品の販売制度が実効あるものとなるよう十分留意すること。

- 二、一般用医薬品のリスク分類については、安全性に関する新たな知見や副作用の発生状況等を踏まえ、不断の見直しを図ること。
- 三、新たな一般用医薬品の販売制度について、国民が、医薬品のリスク分類によって、販売者、販売の在り方等が異なることを理解し、適正に販売がなされていることを容易に確認できるよう必要な対策を講ずること。また、制度の実効性を確保するよう薬事監視の徹底を図ること。
- 四、一般用医薬品の販売に従事する者については、都道府県等と連携し、その資質の向上に努めること。また、登録販売者の試験については、国の関与の下に、都道府県によって難易度等に格差が生じないようにするとともに、その内容についても一定の水準が保たれるよう指導を行うこと。
- 五、一般用医薬品の安全性確保については、過去の薬害や副作用による健康被害の発生の教訓を生かす観点から、一般用医薬品によるものと疑われる副作用情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに公表するシステム等透明性の向上を図ること。また、医薬品等に係る苦情処理・相談、健康被害救済の充実向上を図るとともに、必要な場合には、適切な受診勧奨など医師等との連携に努めるほか、苦情処理等のための窓口の整備を進めること。
- 六、新たな一般用医薬品の販売制度について、十分な周知を図るとともに、医薬品を使用する消費者が医薬品の特性等を十分に理解し、適正に使用することができるよう、知識の普及や啓発のための施策の充実を図ること。また、学校教育においても医薬品の適正使用に関する知識の普及や啓発に努めること。
- 七、一般用医薬品のリスク分類の外箱表示については、消費者にとってリスクの程度が容易に理解できるよう、表示方法について十分配慮すること。
- 八、国民のニーズに応じた有効性、安全性の優れた一般用医薬品の確保のため、一般用医薬品の審査体制の整備を図るなど必要な対策を講ずること。あわせて、スイッチOTCの検討に当たっては、安全性の確保や適正な使用の推進に十分留意すること。
- 九、配置販売業については、既存の配置販売業者に対して、その配置員の資質の向上に向けた取組を行うよう指導するとともに、新制度への移行を促すこと。
- 十、無承認医薬品の販売、医薬品や医薬部外品等の品質不良、虚偽誇大広告等に対しては、消費者を保護する観点から、薬事監視員による取締りの一層の強化を図ること。
- 十一、違法ドラッグに対する規制については、その実効性を確保するため、迅速に違法ドラッグを指定できるよう運用方法の手順や分析体制の整備を図ること。また、違法ドラッグの取締りに当たる都道府県の事務執行が円滑に行われるよう、検査法の迅速な確立と普及等の基盤整備に努めること。
- 十二、違法ドラッグの乱用防止については、その実態を把握することが重要であることにかんがみ、早急に実態調査を行い、その結果を踏まえ必要な対策を講ずること。
- 十三、違法ドラッグについては、その使用を未然に防ぐ対策が求められていることにかんがみ、青少年に対する違法ドラッグや麻薬等の薬物の危険性等について十分な啓発を行うこと。

十四、違法ドラッグの乱用者等については、必要な治療の提供を図るとともに、本人や家族に対するカウンセリング等の支援体制の整備を進めること。

十五、薬物乱用対策については、違法ドラッグが麻薬や覚せい剤等の乱用の入り口となるおそれがあることにかんがみ、薬物乱用対策に違法ドラッグを含めて、国と都道府県等の地方自治体がこれまで以上に連携して取り組むこと。

十六、薬物乱用対策は多岐にわたり、また対象となる薬物の種類等により法律が異なっており、所管官庁も複数にまたがること等にかんがみ、薬物対策を総合的、横断的に推進するための方策について検討を行うこと。

右決議する。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲を拡大し、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正関係

#### 1 性別を理由とする差別の禁止

イ 募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年及び解雇についての女性であることを理由とする差別的取扱いの禁止等を、男女双方に対する、性別を理由とする差別的取扱いの禁止等とする。

ロ 事業主は、降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨及び労働契約の更新について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

#### 2 性別以外の事由を要件とする措置

事業主は、1の事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

#### 3 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等

イ 女性労働者が妊娠し、出産し、又は産前産後休業をしたことを理由とする解雇の禁止に、産前休業を請求したこと等を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、これらの事由を理由とする解雇以外の不利益な取扱いを禁止する。

ロ 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者に対する解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とする。

#### 4 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置

事業主は、職場において行われる性的な言動とその対応により労働者が不利益を受け、又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

#### 5 紛争の解決の促進に関する特例の対象の拡大

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の規定は適用せず、この法律の定めるところによるものとされる紛争に、1、2、3、4並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る事項についての労働者と事業主との間の紛争を加える。

#### 6 調停制度の充実

紛争調整委員会は、調停のために必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。また、4に関する事項についての紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

#### 7 公表制度の対象の拡大

厚生労働大臣がこの法律に違反している事業主に勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする規定に、1、2、3のイ、4並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る規定を加える。

#### 8 過料の創設

報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 二 労働基準法の一部改正関係

使用者は、妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性を坑内で行われる業務に就かせてはならない。また、満18歳以上の女性を坑内で行われる業務のうち女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるものに就かせてはならない。

### 三 施行期日等

1 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、二に関する規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案委員会修正

### 【要旨】

附則に、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとするを規定する。

### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、間接差別の定義や法理の適正な理解を進めるため、事業主、労働者等に対して周知徹底に努めるとともに、その定着に向けて事業主に対する指導、援助を進めること。また、厚生労働省令において間接差別となるおそれがある措置を定めるに当たっては、国会における審議の内容、関係審議会における更なる検討の結果を十分尊重するとともに、間接差別は厚生労働省令で規定するもの以外にも存在しうるものであることから、厚生労働省令の決定後においても、機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。そのため、男女差別の実態把握や要因分析のための検討を進めること。
  - 二、改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を生ずることなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることとなる対象事例等その内容がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
  - 三、ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を特段に強化すること。
  - 四、法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告徴収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。
  - 五、改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会（機会均等調停会議）、雇用均等室等の体制を整備すること。
  - 六、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。
  - 七、パートタイム労働者等が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に取り組む事業主への支援や新たな枠組み作りの検討を含め、総合的な対策の強化を図ること。
- 右決議する。

## 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第80号）（先議）

### 【要旨】

本法律案は、日本国とカナダとの間で年金制度の適用の調整を行い、二重加入を解消するとともに両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法（以下「公的年金各法」という。）の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被保険者等の資格に関する特例

カナダから我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定の規定によりカナダ年金制度法令の適用を受ける者は、公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

#### 二、公的年金の支給要件等に関する特例

- 1 カナダ保険期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者のカナダ保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。
- 2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間等を有するものは、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定の適用に当たり、当該初診日において公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。
- 3 保険料納付済期間等を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定の適用に当たり、公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

#### 三、公的年金の給付額の計算に関する特例

- 1 二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。
- 2 この法律により支給する公的年金各法による年金給付の額が、他の国との社会保障協定を実施するための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する年金給付の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定による年金給付の額に相当する額とする。

#### 四、その他

- 1 カナダ年金の申請等を行おうとする者は、当該カナダ年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができる。
- 2 社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、カナダの権限のある当局等に提供することができる。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

### **精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案（参第21号）**

#### **【要旨】**

本法律案は、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、精神科を受診しやすい環境の醸成に資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、精神病院の用語の整理等

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県

立精神科病院」に改める。

2 警察官職務執行法における「精神病患者収容施設」という用語を削除する。

## 二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

## ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

### 【要旨】

本法律案は、国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被った精神的苦痛を慰謝するため、国外ハンセン病療養所に入所していた者に対し補償金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国外ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給

昭和20年8月15日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日において生存しているもの（以下「国外ハンセン病療養所入所者」という。）に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

#### 二、請求期限

国外ハンセン病療養所入所者による補償金の請求は、この法律の施行の日から起算して5年以内に行わなければならない。

#### 三、補償金の額

国外ハンセン病療養所入所者に支給する補償金の額は、800万円とする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

#### 五、経過措置

国外ハンセン病療養所入所者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であって、この法律の施行前に、改正後に支給される補償金に相当する補償金を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律による改正後の規定を適用する。

## がん対策基本法案（衆第37号）

### 【要旨】

本法律案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一、がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、発展させること。
- 二、がん患者が居住する地域にかかわらず等しく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- 三、がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

## 第二 国等の責務

- 一、国は、基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 二、地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 三、医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。
- 四、国民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。
- 五、医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。
- 六、政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

## 第三 がん対策推進基本計画等

### 一、がん対策推進基本計画

- 1 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進基本計画を策定しなければならない。
- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、適切な方法により公表しなければならない。

### 二、都道府県がん対策推進計画

- 1 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第四 基本的施策

### 一、がんの予防及び早期発見の推進

- 1 国及び地方公共団体は、がんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、必要な施策を講ずるものとする。

### 二、がん医療の均てん化の促進等

- 1 国及び地方公共団体は、がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者が居住する地域にかかわらず等しく適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること等、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 4 がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等
  - (1) 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
  - (2) 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 三、研究の推進等

- 1 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、その成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、がん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第五 がん対策推進協議会

- 一、厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第三の一の4の事項を処理するため、がん対策推進協議会を置く。
- 二、がん対策推進協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療従事者並びに学識経験者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

## 第六 施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行する。

## 【附帯決議】

がんが日本人の死亡原因の31パーセントに上り、年間30万人以上もの患者が命を失っている現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にするとともに、がん対策基本法の制定をもって、我が国のがん医療を改善する契機とするため、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。その際、がん医療に関連する他の検討会等との役割分担や連携の強化にも努めること。
- 二、「がん対策推進基本計画」については、「健康フロンティア戦略」及び「がん対策推進アクションプラン2005」において、平成26年までの10年間に「5年生存率を20パーセント改善する」との目標が確認されていることを踏まえ、関係府省との連携の下、速やかに策定すること。
- 三、「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案過程に参画できるようになったことの意義を重く受け止め、がん患者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。
- 四、がん医療に関する情報提供については、がん患者が医療機関を選択する際に役立つよう、各がん専門医療機関の専門分野、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の数や設備の状況などの医療機能情報が、患者の視点に立って適切に提供される体制を整えること。
- 五、がんの治療法に関する情報については、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがんの治療法についての最新の情報を、できる限り平易な言葉で国民に提供する体制を整えること。
- 六、病状、治療方法等について、患者が医師等の説明を理解し、納得した上で治療法の選択ができるよう、正確かつ適切な情報提供の推進、セカンドオピニオン外来・医療相談室の拡充に努めること。あわせて、セカンドオピニオンを受けるために必要な診療状況を示す文書やデータ等の提供について、患者の求めに応じて迅速かつ適切に対応するよう、医療機関に周知徹底を図ること。
- 七、がん専門医等の養成と配置については、がん治療の水準向上のために確保すべき外科医、放射線腫瘍医、腫瘍内科医、病理医、麻酔医などの医師その他の医療従事者の養成や常勤での配置、並びに新たな診断機器や治療機器等の開発、配備等の諸課題を検討するため、厚生労働省、文部科学省等の関係府省による連絡調整を随時行い、その協議内容を「がん対策推進協議会」に報告すること。
- 八、放射線療法及び化学療法については、がん医療における重要性が高まってきていることを踏まえ、卒前教育、卒後の臨床研修の各段階において、適切な教育、研修が行われるよう、必要な措置を講ずるとともに、これらの分野に関する人材の育成と専門的な教育研究体制の充実を図ること。また、放射線療法の品質管理が十分に行われるよう、適

切な措置を講ずるとともに、あわせて、専門的な人材の育成に努めること。

- 九、がん専門医の研修については、国立がんセンター等におけるがん専門医育成のための研修コースを拡充するとともに、効果的な研修を可能とするための方策を検討し、必要な措置を講ずること。
  - 十、がん医療においてもチーム医療による対応の必要性が増していることにかんがみ、看護師、薬剤師、診療放射線技師等のコメディカル・スタッフの専門的知識、技術の習得が促進されるよう、必要な措置を講ずること。
  - 十一、地域におけるがん医療の充実については、医療計画におけるがん診療体制の整備に関して、地域の医療機関が、それぞれの診療レベルに応じて機能分担し、連携を強化することによって、質の高いがん医療を適切に提供できる体制を整えること。
  - 十二、緩和ケアについては、がん患者の生活の質を確保するため、緩和ケアに関する専門的知識及び技能を有する医療従事者の育成に努めるとともに、自宅や施設においても、適切な医療や緩和ケアを受けることができる体制の整備を進めること。
  - 十三、がん治療に係る新薬及び新規医療機器の承認については、海外で使用されながら日本国内では未承認のために使用できない抗がん剤等の医薬品及び医療機器について、早期に使用できるよう、多施設共同研究の推進や、有効性・安全性に関する審査の迅速化など、なお一層の促進策を講ずること。
  - 十四、抗がん剤の保険適用について、認められている効能以外のがんにも有用性が認められ、薬事法上の承認を得た場合は直ちに保険適用とすること。
  - 十五、DPC（診断群分類別包括評価）対象病院の拡大に伴って、最善の医療を提供できなくなることがないように、診療内容を検証するとともに、適正な診療報酬の設定に努めること。
  - 十六、がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。
  - 十七、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。
  - 十八、がん検診については、最新の診断機器の効率的利用や撮影技師の技能向上等により、早期発見率を向上させるとともに、がん検診の事後評価を推進すること。
  - 十九、がんをはじめとする生活習慣病の予防を推進するため、革新的ながんの予防についての研究の促進及びその成果の活用、喫煙が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及を図るほか、喫煙者数の減少に向け、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に実施すること。
- 右決議する。

**地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（先議）**

**【要旨】**

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、千葉南公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

**②審査未了となった議案**

**児童手当法の一部を改正する法律案（参第6号）**

**【要旨】**

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の成長及び発達に資するため、児童手当制度を子ども手当制度とし、義務教育終了前の児童を養育している者すべてに対し、児童1人につき月額1万6,000円の子ども手当を支給しようとするものである。